地震時等に著しく危険な密集市街地の改善に向けた
支援制度のご案内

支援制度の内容

①木造建築物等の除却
②建物の不燃化（新築等）

延べ床面積（㎡）×１万円の補助
（上限有り、①・②制度併用可能）

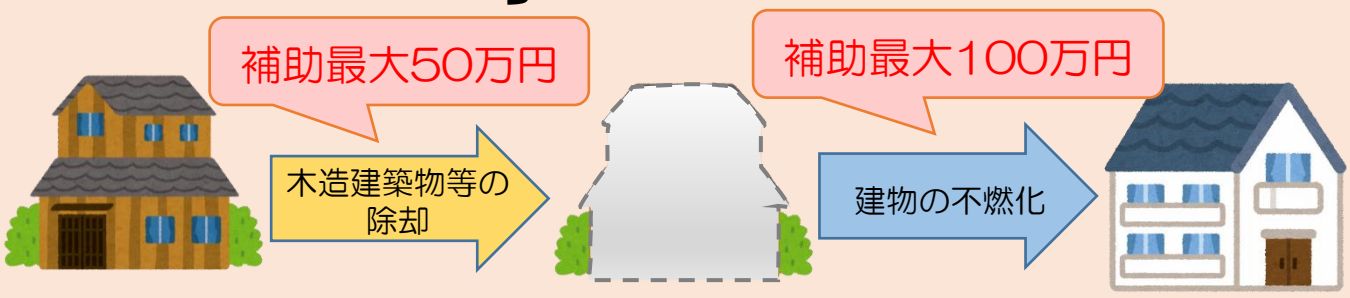

本支援制度は、令和１２年度末までの期限付きの制度です！

対象の区域

（※土地区画整理事業区域を除く）

地震時等に著しく危険な密集市街地（堀江二・三丁目の一部）及び猫実三丁目の一部

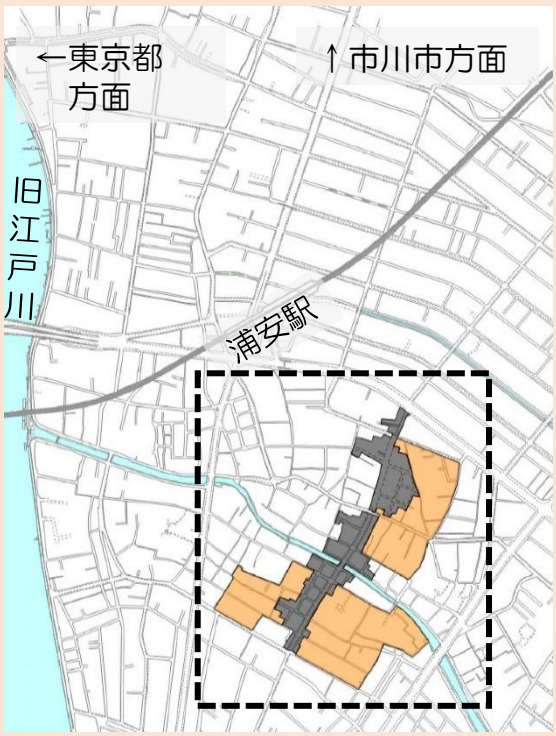

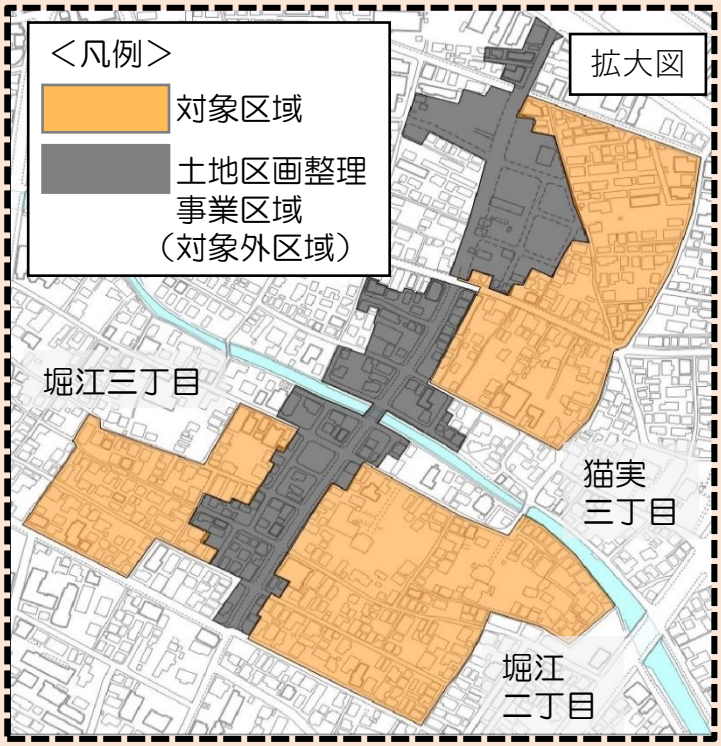

※平成24年10月に「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表された猫実三丁目の一部区域は、令和８年３月末に解消されましたが、引き続き、「浦安市不燃化促進補助金」の対象地区とします。

浦安市不燃化促進補助金制度（令和４年４月１日施行）

＜本制度の目的＞

浦安市には、千葉県内で唯一「地震時等に著しく危険な密集市街地」として公表されている地区があることから、木造建築物等の除却や建物の不燃化（以下参照）を促進し、**地域の防災性を高めることが目的です！**

なお、国は令和12年度末までに「地震時等に著しく危険な密集市街地」を概ね解消することを目標としているため、本制度も令和12年度末までの期間限定となります。

＜地震時等に著しく危険な密集市街地とは？＞

老朽化した木造家屋が密集し、都市基盤が脆弱とされる密集市街地の中でも**地震時等の発災時に延焼危険性や避難困難性が特に高い地区として国が公表している地区**で全国に12市区町、約985haあります。（令和８年３月末時点）

Q：建物の不燃化とは？

A：新築等の際に耐火もしくは準耐火建築物にすることです！

新築や増改築などの際に、耐火性の高い建築物とすることで、地区全体を火災に強くしていこうというものです。

建築基準法では、４つの耐火性能の基準が定められています。

耐火性能の高い耐火・準耐火建築物が地区内に増えると地域全体の耐火性能が向上し、「火災に強いまち」となります。

【耐火性能一覧図】

	耐火性能	火災時の倒壊防止	周囲からの延焼	周囲への延焼
耐火建築物 コンクリート造・れんが造・構造を不燃材料で覆った鉄骨造	◎	◎	◎	◎
準耐火建築物 構造を不燃材料で覆った木造・鉄骨造	○	○	○	○
防火木造建築物 外壁や軒裏をモルタルや不燃材料で覆った木造	△	△	○	△
裸木造建築物 外壁や軒裏の木材が露出している木造	×	△	△	△

＜防火木造建築物と準耐火建築物の仕様の主な違い＞

（※）詳細な仕様の違いについては、各ハウスメーカー等に確認してください。

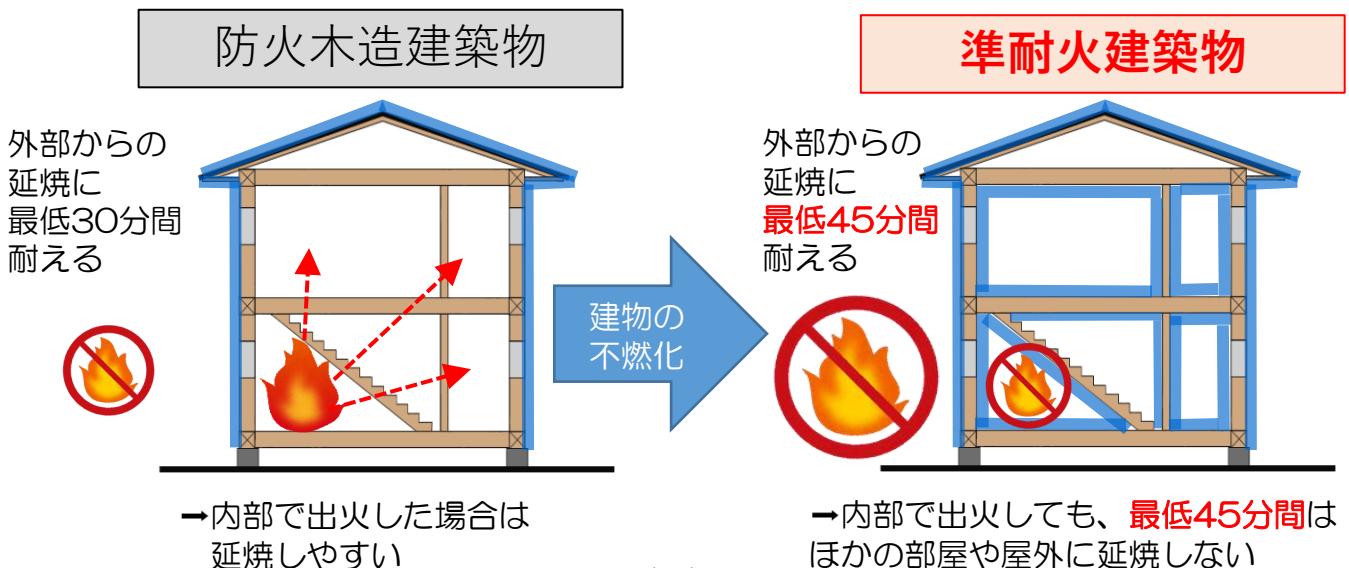

支援制度①　木造建築物等の除却に対する補助金

補助対象建築物

「耐火建築物」又は「準耐火建築物」以外の建築物
（ただし、延べ床面積10㎡以下の小規模なものは除く）
（耐火建築物や準耐火建築物についてはP２をご覧ください。）

補助対象者

当該建築物の所有者など（市税滞納者等は対象外となります。）

補助金額

対象となる建築物の延べ床面積（㎡）×１万円
（**最大50万円**、千円未満端数切捨て）

支援制度②　建物の不燃化に対する補助金

補助対象建築物（以下のすべての要件を満たす建築物）

①新築等により「耐火建築物」又は「準耐火建築物」となる建築物
②建築主が居住するための建築物
③敷地を100㎡未満に分割していないこと
（ただし、延べ床面積10㎡以下の小規模なものは除く）

補助対象者

建築主本人（市税滞納者等は対象外となります。）

補助金額

対象となる建築物の延べ床面積（㎡）×１万円
（**最大100万円**、千円未満端数切捨て）

（※）敷地の分割について
本補助金では、原則として、令和４年４月１日時点の敷地形状を維持したまま新築等をする場合が対象となります。
ただし、分割後の敷地が100㎡以上ある場合は、補助対象となります。

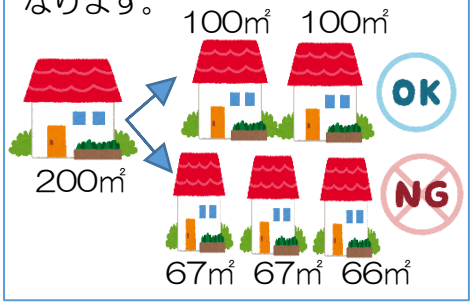

※上記は制度の概要になります。P4の連絡先までお問い合わせください。

補助金の申請方法について

補助金の交付を受けるためには、以下の流れに沿って手続きを行っていただく必要があります。

浦安市不燃化促進補助金 申請手続きフローチャート

＜凡例＞
- 申請者が行う手続き
- 市が行う手続き

補助対象工事の承認申請

●補助要件を事前にご確認ください。
手続きには一定の期間が必要となります。
必要に応じて、事前にお問い合わせ・ご相談ください。

●工事着手の概ね1か月前までにご申請ください。
申請を受理してから、承認通知書の発行までに約１か月ほどかかりますので、着工日までに余裕をもった申請をお願いします。

↓

承認通知書の交付

↓

補助対象工事着手

●必ず事前に承認通知書の交付を受けてください。
承認通知書の交付を受ける前に工事着手したものは、
本補助金の対象外となります。

↓

補助金の交付申請

●工事の完了後、速やかに交付申請の手続きを行ってください。
工事が完了し、支払まで済みましたら、必要書類を整え、速やかに交付申請書をご提出ください。

↓

補助金の交付決定

●補助金の交付を決定し、補助金額を確定します。
交付申請の内容を審査し、補助金額等を決定したら、市より「交付決定通知書」を発行します。

↓

補助金の請求

●「交付決定通知書」に基づき請求してください。
補助金の交付決定通知を受けたら速やかに補助金の請求を行ってください。

＜支援制度や補助金に関するお問い合わせ＞
浦安市　都市政策部　都市計画課　都市計画・交通係
ＴＥＬ：047-712-6542
ＭＡＩＬ：toshikei@city.urayasu.lg.jp